

特別養護老人ホーム つづみ園 料金表

R7.4.1

特別養護老人ホーム つづみ園

【 1割負担 】

■料金 《ユニット型介護福祉施設サービス費(I)》

介護度	介護サービス費								入居者自己負担分				
	基本単位		加算	基本単位 + 加算	介護職員等処遇改善加算(I)	月額	地域区分	介護報酬	自己負担(月額)	居住費 月額 (ユニット型)	食費 月額	合計	
	日額	月額	下記の加算内訳のとおり			10.14円	(9割部分)	(1割部分)	2,066円/日	1,800円/日	月額	日額	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
	①×31日		②+③	④×14.0%	④+⑤	⑥×10.14円	⑦×90%	⑦-⑧	日額×31日	日額×31日	⑨+⑩+⑪	⑫÷31日	
要介護1	670単位	20,770単位	2,590単位	23,360単位	3,270単位	26,630単位	270,028円	243,025円	27,003円	64,046円	55,800円	146,849円	4,737円
要介護2	740単位	22,940単位	2,590単位	25,530単位	3,574単位	29,104単位	295,114円	265,603円	29,511円	64,046円	55,800円	149,357円	4,817円
要介護3	815単位	25,265単位	2,590単位	27,855単位	3,900単位	31,755単位	321,995円	289,796円	32,199円	64,046円	55,800円	152,045円	4,904円
要介護4	886単位	27,466単位	2,590単位	30,056単位	4,208単位	34,264単位	347,436円	312,692円	34,744円	64,046円	55,800円	154,590円	4,986円
要介護5	955単位	29,605単位	2,590単位	32,195単位	4,507単位	36,702単位	372,158円	334,942円	37,216円	64,046円	55,800円	157,062円	5,066円

※ ⑤は小数点以下四捨五入しており、⑦⑧⑬は小数点以下は切捨てています。月額は31日で計算しています。

■加算 内訳

加算 種別	日額	月額	詳細
看護体制加算(I)口	4単位	124単位	常勤の看護職員を1名以上配置している
夜勤職員配置加算(II)口	18単位	558単位	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1名以上上回り配置している
日常生活継続支援加算(II)	46単位	1,426単位	入居者のうち、要介護4~5の割合が70%以上
科学的介護推進体制加算(I)	-	40単位	入居者の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している
協力医療機関連携加算	-	50単位	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している
個別機能訓練加算(I)	12単位	372単位	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置している
個別機能訓練加算(II)	-	20単位	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している
月額合計単位数		2,590単位	

※ 地域区分とは、1単位の単価を人件費の地域差を反映させるために、基本10円に対して地域区分により割増が行われています。

周南市は地域区分：7級地に指定されており、10.14円と割増になっています。

■その他 加算

初期加算	30単位/日	入所した日から起算して30日以内の期間	
療養食加算	6単位/回	疾病治療のために直接手段として医師の発行する食事せんに基づいた適切な栄養量及び内容を有する療養食を必要とされる方	
外泊時費用	246単位/日	病院への入院及び居宅等に外泊された時(外泊時費用の負担は、1月に6日を限度とする)	
安全対策体制加算	20単位/日	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている※入居初日のみ算定	
看取り介護加算(I)	72単位/日	[死亡日45日前~31日前]	医療提供体制を整備し、看取り介護を行った場合
	144単位/日	[死亡日30日前~4日前]	
	680単位/日	[死亡日前々日、前日]	
	1,280単位/日	[死亡日]	

※ 市高齢者支援課に申請し、『介護保険 負担限度額認定』の交付を受けた際は、認定証に記載されている居住費・食費となります

※ 加算内容等ご不明な点がございましたら、事務所にてお尋ねください。

特別養護老人ホーム つづみ園 料金表

R7.4.1

特別養護老人ホーム つづみ園

【 2割負担 】

■料金 <<ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)>>

介護度	介護サービス費								入居者自己負担分				
	基本単位		加算	基本単位 + 加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	月額	地域区分	介護報酬	自己負担(月額)	居住費月額	食費月額	合計	
	日額	月額	下記の加算内訳のとおり			10.14円	(8割部分)	(2割部分)	(ユニット型)			月額	日額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
	①×31日		②+③	④×14.0%	④+⑤	⑥×10.14円	⑦×90%	⑦-⑧	日額×31日	日額×31日	⑨+⑩+⑪	⑫÷31日	
要介護1	670単位	20,770単位	2,590単位	23,360単位	3,270単位	26,630単位	270,028円	216,022円	54,006円	64,046円	55,800円	173,852円	5,608円
要介護2	740単位	22,940単位	2,590単位	25,530単位	3,574単位	29,104単位	295,114円	236,091円	59,023円	64,046円	55,800円	178,869円	5,769円
要介護3	815単位	25,265単位	2,590単位	27,855単位	3,900単位	31,755単位	321,995円	257,596円	64,399円	64,046円	55,800円	184,245円	5,943円
要介護4	886単位	27,466単位	2,590単位	30,056単位	4,208単位	34,264単位	347,436円	277,949円	69,487円	64,046円	55,800円	189,333円	6,107円
要介護5	955単位	29,605単位	2,590単位	32,195単位	4,507単位	36,702単位	372,158円	297,726円	74,432円	64,046円	55,800円	194,278円	6,267円

※ ⑤は小数点以下四捨五入しており、⑦⑧⑬は小数点以下は切捨てています。月額は31日で計算しています。

■加算 内訳

加算 種別	日額	月額	詳細
看護体制加算(Ⅰ)口	4単位	124単位	常勤の看護職員を1名以上配置している
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18単位	558単位	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1名以上上回り配置している
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位	1,426単位	入居者のうち、要介護4～5の割合が70%以上
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	-	40単位	入居者の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している
協力医療機関連携加算	-	50単位	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位	372単位	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置している
個別機能訓練加算(Ⅱ)	-	20単位	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している
月額合計単位数		2,590単位	

※ 地域区分とは、1単位の単価を人件費の地域差を反映させるために、基本10円に対して地域区分により割増が行われています。

周南市は地域区分：7級地に指定されており、10.14円と割増になっています。

■その他 加算

初期加算	30単位/日	入所した日から起算して30日以内の期間	
療養食加算	6単位/回	疾病治療のために直接手段として医師の発行する食事せんに基づいた適切な栄養量及び内容を有する療養食を必要とされる方	
外泊時費用	246単位/日	病院への入院及び居宅等に外泊された時(外泊時費用の負担は、1月に6日を限度とする)	
安全対策体制加算	20単位/日	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている※入居初日のみ算定	
看取り介護加算(Ⅰ)	72単位/日	[死亡日45日前～31日前]	医療提供体制を整備し、看取り介護を行った場合
	144単位/日	[死亡日30日前～4日前]	
	680単位/日	[死亡日前々日、前日]	
	1,280単位/日	[死亡日]	

※ 市高齢者支援課に申請し、『介護保険 負担限度額認定』の交付を受けた際は、認定証に記載されている居住費・食費となります

※ 加算内容等ご不明な点がございましたら、事務所にてお尋ねください。

特別養護老人ホーム つづみ園 料金表

R7.4.1

特別養護老人ホーム つづみ園

【 3割負担 】

■料金 <<ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)>>

介護度	介護サービス費								入居者自己負担分				
	基本単位		加算	基本単位 + 加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	月額	地域区分	介護報酬	自己負担(月額)	居住費月額	食費月額	合計	
	日額	月額	下記の加算内訳のとおり			10.14円	(7割部分)	(3割負担)	(ユニット型)		月額	日額	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
	①×31日		②+③	④×14.0%	④+⑤	⑥×10.14円	⑦×90%	⑦-⑧	日額×31日	日額×31日	⑨+⑩+⑪	⑫÷31日	
要介護1	670単位	20,770単位	2,590単位	23,360単位	3,270単位	26,630単位	270,028円	189,020円	81,008円	64,046円	55,800円	200,854円	6,479円
要介護2	740単位	22,940単位	2,590単位	25,530単位	3,574単位	29,104単位	295,114円	206,580円	88,534円	64,046円	55,800円	208,380円	6,721円
要介護3	815単位	25,265単位	2,590単位	27,855単位	3,900単位	31,755単位	321,995円	225,397円	96,598円	64,046円	55,800円	216,444円	6,982円
要介護4	886単位	27,466単位	2,590単位	30,056単位	4,208単位	34,264単位	347,436円	243,205円	104,231円	64,046円	55,800円	224,077円	7,228円
要介護5	955単位	29,605単位	2,590単位	32,195単位	4,507単位	36,702単位	372,158円	260,511円	111,647円	64,046円	55,800円	231,493円	7,467円

※ ⑤は小数点以下四捨五入しており、⑦⑧⑬は小数点以下は切捨てています。月額は31日で計算しています。

■加算 内訳

加算 種別	日額	月額	詳細
看護体制加算(Ⅰ)口	4単位	124単位	常勤の看護職員を1名以上配置している
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18単位	558単位	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1名以上上回り配置している
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位	1,426単位	入居者のうち、要介護4～5の割合が70%以上
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	-	40単位	入居者の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している
協力医療機関連携加算	-	50単位	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位	372単位	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置している
個別機能訓練加算(Ⅱ)	-	20単位	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している
月額合計単位数		2,590単位	

※ 地域区分とは、1単位の単価を人件費の地域差を反映させるために、基本10円に対して地域区分により割増が行われています。

周南市は地域区分：7級地に指定されており、10.14円と割増になっています。

■その他 加算

初期加算	30単位/日	入所した日から起算して30日以内の期間	
療養食加算	6単位/回	疾病治療のために直接手段として医師の発行する食事せんに基づいた適切な栄養量及び内容を有する療養食を必要とされる方	
外泊時費用	246単位/日	病院への入院及び居宅等に外泊された時(外泊時費用の負担は、1月に6日を限度とする)	
安全対策体制加算	20単位/日	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている※入居初日のみ算定	
看取り介護加算(Ⅰ)	72単位/日	[死亡日45日前～31日前]	医療提供体制を整備し、看取り介護を行った場合
	144単位/日	[死亡日30日前～4日前]	
	680単位/日	[死亡日前々日、前日]	
	1,280単位/日	[死亡日]	

※ 市高齢者支援課に申請し、『介護保険 負担限度額認定』の交付を受けた際は、認定証に記載されている居住費・食費となります

※ 加算内容等ご不明な点がございましたら、事務所にてお尋ねください。